

国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する基本方針

令和4年2月1日制定

1. 基本的な考え方

国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）の理念及び使命を実現するため、教育研究活動等の状況について継続的に自ら点検・評価を行い、その結果を改善につなげるPDCAサイクルの継続的な実施により、教育研究、運営、施設設備等の質の維持・向上（以下「内部質保証」という。）を実現する。

2. 内部質保証の責任と体制

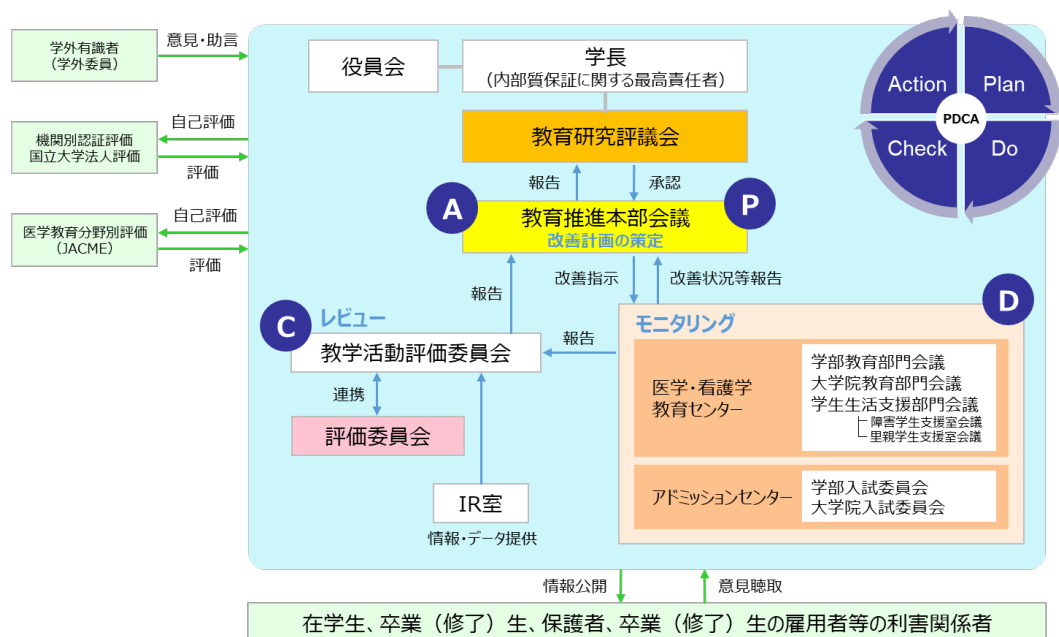
本学の内部質保証に関する最高責任者は学長とし、体制は以下のとおりとする。

①教育研究評議会

教育研究評議会は、自己点検・評価結果及び改善計画を審議し、本学の教育研究活動等の有効性を検証することによって、内部質保証を統括する。

②教育推進本部会議

教育推進本部会議は、自己点検・評価結果を取りまとめるとともに、改善が必要と認められるものについては、改善計画を策定し、教育研究評議会に報告する。また教育研究評議会からの決定内容に関係委員会等に通知するとともに、改善計画の進捗を確認する。



3. 組織の新設・改廃等の重要な見直し

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設，改廃等の重要な見直しに関する検証は，当該新設，改廃等に関する部局，教育推進本部会議，教学活動評価委員会及び評価委員会の協力を得て，教育研究評議会及び役員会の下で行うこととする。

4. 関係者の意見の活用

在学生，卒業生をはじめステークホルダーの意見を取り入れるため，各種アンケートやヒアリング等による意見聴取を実施し，自己点検・評価に活用する。なお，意見聴取に関し必要な事項は，別に定める。

5. 外部評価の活用

社会的信頼性の向上を図るため，第三者機関による客観的評価を積極的に受審するものとする。

6. 情報公開

社会的説明責任を果たし，内部質保証が機能していることを示すため，自己点検・評価の結果及び第三者評価の結果を積極的に公表するものとする。

7. 内部質保証に関する基本方針の見直し

この基本方針は，内部質保証に対する有効性・効率性を一定の期間において確認し，必要があれば役員会の議を経て見直しを行うものとする。